

令和 7 年度整備

令和 8 年度整備

東三河広域連合

地域密着型サービス事業所

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

整備事業者募集要項

令和 6 年 5 月

東三河広域連合

1 募集の趣旨

東三河広域連合では、介護が必要になっても高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を続けられるようにするため、第9期東三河広域連合介護保険事業計画に基づいて、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）の整備を計画的に推進し、高齢者福祉の向上を図ります。

2 募集する地域密着型サービスの種類等

サービス種類	整備地域	整備数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※	南部圏域 (豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)	2 事業所

※ ・定員は29名とすること。

- ・ユニット型個室であって、1ユニットあたり10人以下を原則とし、15人を超えないこと。
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）を10～15床併設すること。

3 事業所開設予定時期

- ・令和7年度（令和8年3月までに開設）又は令和8年度（令和9年3月までに開設）

注1 開設要望申出書及び事業計画書の中で、開設予定時期について明記すること。

注2 施設整備は令和7年度又は8年度のいずれか単年度中に行うものとする。

4 応募要件

（1）事業者等の資格要件

- ① 社会福祉法人であること。もしくは整備法人選定後、速やかに社会福祉法人としての認可を受けられることが見込まれるものであること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しないこと。
- ③ 事業者及びその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

（2）開設予定地の要件

- ① 都市計画法、農地法、その他関係法令に支障がないことを、所管する行政機関等に事前に確認すること。
- ② 国・地方公共団体所有の土地のほか賃借による用地の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権が設定されていること。

(3) その他

老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法及び条例等の関係法令を遵守すること。

5 応募方法

(1) 開設要望の申出

事業者募集への応募を希望される法人は、必ず開設要望の申出を行ってください。

- ① 受付期間 令和6年7月31日(水) 午後5時【時間厳守】
- ② 提出書類 開設要望申出書
- ③ 提出先 東三河広域連合福祉事業部介護保険課（指定グループ）
- ④ 提出方法 (1) 事前に電話予約の上、応募希望法人による持参（推奨）
(2) 事前に電話連絡の上、受付期間必着で郵送又は宅配

※ 現に社会福祉法人でない場合には、社会福祉法人の要件を満たして認可を受ける必要があるため、開設予定年度に関わらず、遅くとも令和6年6月28日までに認可の見込みについて東三河広域連合監査指導課に相談のうえ、開設要望の申出をしてください。

(2) 応募申し込み

開設要望申出書の提出がない場合は、応募申し込みはできません。

- ① 受付期間 令和6年8月30日(金) 午後5時【時間厳守】
- ② 提出書類 事業計画書及び添付書類
- ③ 提出先 東三河広域連合福祉事業部介護保険課（指定グループ）
- ④ 提出方法 (1) 事前に電話予約の上、応募希望法人による持参（推奨）
(2) 事前に電話連絡の上、受付期間必着で郵送又は宅配

(3) 留意事項

- ① 持参にあたっては、必ず事前に連絡のうえ、日時の予約を入れてください。
- ② 受付期間を経過した場合、原則として受理できません。特に郵送又は宅配の場合には、十分に余裕を持った日程で発送して下さい。
- ③ 受付期間後における提出書類の差し替え等は認めません。ただし、広域連合から書類の補正や追加資料の提出を求める場合があります。

6 事業者の選定方法

(1) 書類審査後、応募法人へのヒアリングを実施【10月～11月予定】

(2) 選考結果については、全ての応募法人に文書にて通知【12月予定】

(3) 選考基準

- ① 法人に関すること
- ② 事業運営に関すること
- ③ 用地に関すること
- ④ 施設に関すること など

(4) 選考の結果、「該当事業者なし」とする場合があります。

7 その他

- (1) 開設を要望するサービスの人員基準や設備基準等について理解・把握したうえで応募してください。
- (2) 同じ場所・内容で両整備年度の開設要望を提出することも可能ですが、それぞれ整備年度毎に事業計画書を作成し、提出する必要があります。
- (3) 地域の代表者や近隣住民等に対して、事前に事業計画に関する説明を行ってください。その際には、これから選定があることを十分説明し、すでに決定した事業でないこと等、誤解を与えないよう十分注意してください。
- (4) 「4(1) 事業者等の資格要件」の規定に違反していることが判明した場合や法人に重大な法令違反があった場合等、応募・選定を無効とすることがあります。
- (5) 選定後の計画変更は原則認めませんが、変更を必要とする場合には速やかに報告してください。なお、変更の内容によっては、選考結果を取り消すことがあります。
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と、別に募集する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の併設整備の計画を提出する場合、選考はそれぞれのサービス毎に行うため、いずれか一つのみの整備が認められる可能性もあります。
- (7) 災害レッドゾーン若しくは災害イエローゾーンにおいて事業所を整備する場合は、原則として愛知県介護施設等整備事業費補助金等を財源とした補助金等の助成が受けられません。
※災害レッドゾーン、災害イエローゾーンの定義については愛知県介護施設等整備事業費補助金要綱 第3条2号ウ及びエを参照してください。

8 整備費等に対する補助金

補助金等の助成については、愛知県介護施設等整備事業費補助金等を財源として東三河広域連合が行う予定ですが、必ずしも補助金等の助成が受けられることを確約できるものではありません。補助金を財源として見込まず、自己資金で事業を遂行する計画としてください。

補助金等助成が可能となった場合であって、補助金等の助成を受ける場合は、令和7年度予算又は令和8年度の単年度予算での対応になるため、各年度の県の内示前に、工事の着工をすることはできません。

なお、地域密着型介護老人福祉施設の整備に向け、令和7年度又は令和8年度に補助金等助成を申請する段階までには、社会福祉法人の認可を受け、設立登記が完了していることが必要です。

9 質問事項

- (1) 受付期間 令和6年8月16日(金) 午後5時【時間厳守】
- (2) F A XまたはE-mailにより提出（任意様式）した上で、電話で送付を連絡してください。
なお、受付期間以降の質問や、電話など口頭による質問の受付は行いません。質問に対しては、ホームページ上で随時、回答を掲載します。

10 問い合わせ先（書類提出先）

担 当 東三河広域連合福祉事業部介護保険課 指定グループ

住 所 〒440-0806 豊橋市八町通二丁目 1 6 番地 [豊橋市職員会館 5 階]

電 話 0532-26-8470 ・ 0532-26-8471

F A X 0532-26-8475

E-mail kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp